

## 下関市補助金検討委員会 議事録

日時：平成 26 年 7 月 28 日（月） 午後 1 時 30 分～3 時 30 分

場所：本庁舎共用会議室 B

参加者（敬称略）：森 邦恵委員、弘利 要委員、江藤 和代委員、坂田 秀和委員、  
本間副市長（委嘱状交付及び冒頭あいさつ後退席）、  
松崎総務部長、小野総務部理事、内田行政管理課長、  
笹野行政管理課長補佐、倉前

### 【内容】

#### 次第 4. 会長・副会長選出

会長：森 邦恵委員

副会長：弘利 要委員

※補助金検討委員会規則第 4 条の規定により委員による互選。

#### 次第 7. (1) 会議の公開・非公開について

委員) 委員の過半数の出席があり、規則第 5 条の規定に基づき開会の条件を満たしていることを確認。

事務局) 今回の補助金の見直しでは、個々の補助金交付団体の申請者情報や決算状況をもとに審議を進めていただくことから非公開が望ましいと考えている。なお、答申を頂いたら、平成 26 年 9 月市議会に報告するとともに、会議録については委員名を伏せて要約したものを市のホームページ上で公開する予定である。

→非公開とすることを承認。(全委員)

#### 次第 7. (2) 補助金見直しの概要等について

事務局) 資料 1 に沿って説明。

→質問等なし。(委員)

#### 次第 7. (3) 補助金の見直し

##### ①終了を検討 (NO. 1～7)

委員) 見直しの期限として平成 30 年 3 月 31 日が設定してあるが、すぐに見直しができるものがあると思う。

→交付先団体との交渉など、相手のあることなので時間的なゆとりを持たせているが、市の方針決定後は対応可能なものから平成 27 年度から対応を働きかける。期限を前倒しした方がよいと思われるようなものがあれば、意見を賜りたい。(事務局)

委員) 市が素案として示している方向性の再検討は可能か。「終了を検討」としているものについて、改善・是正という選択肢はあるのか。

→本委員会からの方向性の見直しがなければ「終了」として整理する。「終了」と整理したものについては「見直しをして存続」は原則としてないと考えている。(事務局)

委員) NO. 1 について、3 年に見直し期限が設定されているのは雇用があるためか。多くのドライバーが任意保険に入っており、保険会社に相談することが多いと思うが、当該相談業務により問題が解決しているのか。

→20 年程度の勤務実績があると聞いている。経験と知識は持っているので解決に向けてのアドバイスはできているようだ。相談者自身が無保険の場合や事故の相手方が無保険の場合などの相談が多いのだと思う。(事務局)

委員) NO. 1 については業務のダブリとなっている。相談窓口の機能として代替するものがあれば、補助金を支出する公益性は低い。ただし、実際に 50 人～60 人の人が相談をしているのであり、これらの人を市民相談所に相談するように誘導するなどの配慮が必要であろう。

委員) NO. 2、3、5、6、7 などは補助金額が小さい。事務経費の方が高いのではないか。こういったものは整理した方がよい。

委員) NO. 6、7 について、小額の補助であり整理はやむなしと思われるが、このことが文化財保護の事業自体を否定とならないように配慮すべきである。

委員) 補助金の必要性と事業自体の是非については切り分けて議論する配慮が必要である。「終了を検討」に分類されている 7 つの補助金については、やめてはいけないとする積極的な意見は持たない。

委員) NO. 6、7 は宗教行事なのか。宗教的な儀礼なのであれば、補助金の支出は適切なのか。

→補助交付先団体、つまり無形文化財の継承の担い手は自治会であり、宗教的組織ではない。地元につながる農業神事と聞いている。

委員) NO. 4 について、ダム嵩上げ事業の事業主体は国土交通省なのか。

→事業主体は山口県である。(事務局)

委員) NO. 4 は成果から捉えるべきである。事業費のすべてを補助金でまかなって

おり、役員報酬等の支出も適切でない。補助金支出ありきの団体とその活動と見られても仕方がない。早期に終了させること。

委員) NO. 6, 7 について、「文化財愛護団体育成補助金」名目で支出されているが、2 件の無形文化財に対する補助を終了させるということか、それとも文化財愛護団体育成補助金を終了させるということか。

→今回の見直しの対象としている「文化財愛護団体育成補助金」の支出先が2 件であるが、これは運営費補助に該当するためである。ほかに事業費補助であるため来年度以降の見直しで対象とする予定の「文化財愛護団体育成補助金」名目での補助金支出先は3 件ある。つまり、文化財愛護団体育成補助金自体の終了ではない。(事務局)

→同じ名目の補助金支出であれば一斉に検討したほうが整理しやすい。方向性の結論を出すか否かは別として、全体の状況が分かるような資料・説明を準備してほしい。(委員)

## ②継続 (NO. 38~51)

委員) NO. 38 について、交通安全指導というのは交差点などで安全指導を行っているのか。自治会の役員などが当番で実施しているのはボランティアであり、同様の活動であれば補助金の支出の公平性はどうか。

→交差点での安全指導もしないことはないが、安全会議は、基本的に学校や幼稚園等に出向いて行って、子どもたちに安全教室を行っているもの。他の自治体の事例等を研究して、適切なあり方については継続して検証を求めることとしている。(事務局)

→子どもたちへの安全教育に関する事業など、各事業の是非について問われれば、我々は是としか言いようがない。しかし、現状として雇用があるから、これを継続するために補助をするという論理には賛同し兼ねる。事業の必要性について、まず説明があるべき。(委員)

委員) NO. 42~45 については、子ども子育て支援新制度の方向性が定まれば、来年度以降に検討するということによいか。

→そのとおり。

委員) NO. 39 について、資料として提示されている補助交付先団体の決算書を見ると食糧費等の支出が見受けられる。補助対象経費で報償費や食糧費についても支出できるように規定されているが、見直しは必要ないのか。

→介護保険制度の地域支援事業として実施されているもの。補助対象経費についても国・県の考えに基づいて認められているもの。(事務局)

→資料 101 頁に役員の弁当代などの支出が見られる。先ほどは役員報酬

などの支出について不適切であるとの見解が示されたが、いかがか。  
(委員)

→平成 26 年 4 月に財政課で補助金交付規則を定め、これに基づいて補助金所管課で補助金交付要綱等の見直しを進めており、資料 97 頁の別表「○補助対象経費」はこれに沿って平成 26 年度に見直しをしたもの。平成 25 年度決算の中で役員の弁当について支出があったが、平成 26 年度からは見直される。(事務局)

委員) NO. 39 については、既に見直しを実施(平成 26 年度に補助率を 10/10 から 9/10 に引き下げ)しているということだが、これは「継続」として整理されている。「見直しを検討」と「継続」の違いはどうか。

→平成 25 年度に所管課において独自の見直しを行い、平成 26 年度から補助率の引き下げを行っているもの。現時点では、既に見直しが完了している補助金として継続するものと整理している。ただし、今後の社会情勢の変化の中で、今の 9/10 という補助率が妥当なのかという検証は必要であり、必要に応じて見直しをしていくことは他の補助金と同様である。(事務局)

→何を「見直しを検討」とすべきなのか、定義がはっきりしない。補助金を継続するか否か、内容を変更するかしないか、どこで線引きをすればいいのか明確でない。(委員)

委員) NO. 47 は今から就農しようとしている人への補助なのか。

→就農後の生活支援を目的とした補助である。(事務局)

→資料 110 頁を見ると大学の授業料等の補助に見えるが、就農者のインシヤルコストに対する補助のようなイメージを持っていたが。(委員)

→整理表と資料の内容が異なっているので次回差し替える。就農直後は収入が安定せず、生活経費の不足部分を補填する目的の補助金である。(事務局)

→次回、資料を見ながら再度議論を行う。(委員)

委員) NO. 51 の政務活動費について、昨今、ニュース等で注目されている。政務活動費の用途については適正なものとなるように十分検証してもらいたい。

→本市では、手続きの仕方について手引きを定めており、ホームページ等でも公表している。収支報告証拠書類の原本を添付して行うことになっている。私的活動、政党活動、後援会活動などへの支出や同属企業等に対する政務活動費の支出はできないこととなっている。透明性を高める取組は進んでいる。(事務局)

→運用に関しては努めて透明性を高めてほしいという意見があったという整理にしたい。(委員)

#### 次第 8. その他

事務局) 次回の開催は、平成 26 年 8 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分から、本庁舎共用会議室 B で開催する。

委 員) 建制順で順番にやると不都合があるのか。

→優先順位を考えて、運営費補助の見直しから行うこととしたもの。何らかの成果を出すことを考えると、一度に処理できる件数も限られているため一定の考え方で抽出したもの。(事務局)